

果樹支援

令和8年熊本地震梨産地復旧支援事業(ソフト)

(国事業名:持続的生産強化緊急対策(令和8年熊本地震対応産地緊急支援事業))

令和8年熊本地震により、被害を受けた果樹農家に対し、営農再開に向けた取り組みを支援します。

1.支援内容

早期営農再開に必要な以下の取組を支援します。 7月28日以降に取組(発注)が対象となります。

取組内容		補助対象経費及び要件	補助率	必要書類(共通)	その他必要書類
A	病害の発生・まん延防止	被災による果実の落下に伴う病害の発生まん延防止に必要となる落下果実の処分及び追加防除に必要となる作業労務費及び薬剤費 〈要件〉 熊本地震により被害を受けたことほ場であって、令和8年度中に営農再開のために適切な環境が確保されるほ場	2.5万円/10a以内	・は・ 要現被 望害 書像 書不 兼要 事況 業が 計分 画可 書真 (被害ほ場ごとにあるのが望ましい、携帯で撮影された場合	・助成対象経費の根拠が分かる書類(納品書、請求書、作業労務の根拠が分かる資料等)を添付すること
B	樹勢回復	被災に伴う樹勢低下からの回復に必要となる整枝及び追加施肥に必要となる作業労務費及び肥料費 〈要件〉 熊本地震により被害を受けたほ場であって、令和8年度中に営農再開のために適切な環境が確保されるほ場	2.8万円/10a以内		・助成対象経費の根拠が分かる書類(納品書、請求書、作業労務の根拠が分かる資料等)を添付すること
C	梨の花粉確保	花粉確保の取組に必要な経費の支援 〈要件〉 被災により冷凍庫で保管されていた花粉を損失また損失が見込まれること	5,500円／人日以内(上限1戸あたり4人日)		・助成対象経費の根拠が分かる書類(作業労務の根拠が分かる資料等)を添付すること

2.事業実施期間

令和8年7月28日から令和9年3月31日まで

3.補助対象外経費

- 1 国又は県の助成もしくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- 2 事業実施期間中に発生した事故または災害の処理のための経費
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額

【要望調査締め切り】

令和8年10月16日(金)午後5時まで

〈お問い合わせ先〉
宇城市 農政課 農業経営係 0964-32-1641